

姫路市D K D連携システムに係る姫路市栄養食事指導事業実施要領

令和元年 10 月作成

令和 5 年 4 月改定

令和 7 年 4 月改定

令和 8 年 9 月改定

(目的)

栄養指導を受ける機会のない糖尿病患者に対し、管理栄養士の介入による栄養食事指導を実施することで、その重症化を予防するもの

(利用対象者)

糖尿病を有する姫路市民で、管理栄養士による栄養食事指導が必要にも関わらず、連携登録医で栄養食事指導を受ける機会がない者

(実施方法)

1. 医療機関から対象者に栄養指導の希望を確認
2. 医療機関から保健所へ「姫路市栄養食事指導申込書兼指示書」(様式 1) を送付
3. 申込受付後、保健所と利用者で日程及び実施場所(自宅、保健所、保健センター等)を調整
4. 保健所から医療機関へ「決定通知」(様式 1 下欄) を送付
5. 栄養食事指導を実施
6. 実施後、保健所から医療機関へ「姫路市栄養食事指導記録」(様式 2) を送付
7. 医療機関から保健所へ請求書を提出
8. 保健所から医療機関へ診療情報提供料を支払い
9. 毎月、保健所から利用者へ電話で状況確認及び支援
10. 保健所から医療機関へ 2 回目の申込依頼を送付
11. 上記 1 ～ 8 と同様

(実施内容)

1. 実施時間：約 30 分～ 1 時間程度
2. 実施回数：1 回目から 6 か月後に 2 回目(継続指導)を実施
医師が必要と認めた場合、3 回目(継続指導)の実施が可能
3. 実施場所：利用者自宅、保健所・保健センター、医療機関、その他より選択申込
4. 利用料金：無料
5. 派遣栄養士：(公社)兵庫県栄養士会の会員で、在宅栄養ケアに関する知識や技術を習得している管理栄養士
6. 指導内容の例
 - ① 食事指導：糖尿病・腎臓病等の食事療法、減塩指導など
 - ② 調理指導：調理の工夫、食品の選び方など
 - ③ 退院後の食事の作り方、総菜や外食の選び方

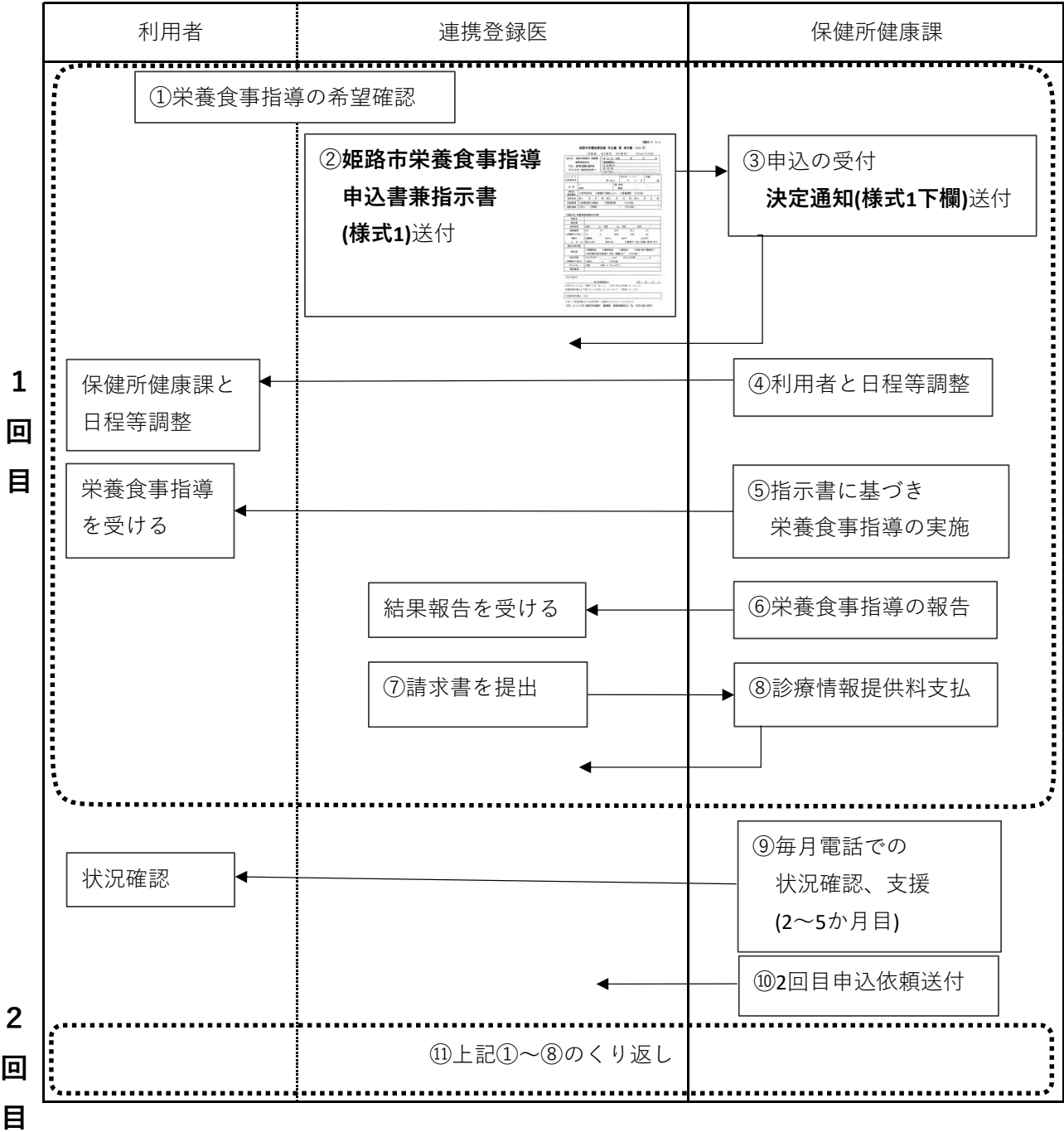
(問合せ・申込先)

姫路市保健所健康課 健康増進担当 〒670-8530 姫路市坂田町 3 番地

TEL : 079-289-1697 FAX : 079-289-0210 E-mail : hokensho-kenko@city.himeji.lg.jp

※当事業を利用するためには、連携登録医または紹介先医療機関の登録及び姫路市地域保健包括業務委託の契約が必要

姫路市栄養食事指導事業の流れ



- 【利用対象者】

糖尿病を有する市民で、管理栄養士の介入が必要にもかかわらず、連携登録医（かかりつけ医）で栄養食事指導を受ける機会がない者
- 【利用について】

・利用者負担：無料

・1回目から6か月後に2回目(継続指導)を実施。

医師が必要と認めた場合、3回目（継続指導）の実施が可能
- 【診療情報提供料支払】

1件につき2500円+消費税相当額

※当事業を利用するためには、連携登録医または紹介先医療機関の登録及び姫路市地域保健包括業務委託の契約が必要